



福岡市 ホームレス自立支援実施計画 (第5次)

原案

令和6年 月

福岡市

目次

第 1	はじめに	1
1	策定の趣旨	1
2	策定に至る経緯	1
3	関係法令及び国の基本方針	2
4	計画の位置づけ及び計画期間	4
第 2	ホームレス・不安定居住者の現状	6
1	本市のホームレス数の推移	6
2	本市における生活実態調査結果	8
3	不安定居住者等の生活保護相談・申請状況	11
4	生活自立支援センターによる不安定居住者からの相談と支援状況	18
5	分析と課題	19
第 3	「福岡市ホームレス自立支援実施計画（第 4 次）」の実績と評価	20
1	相談事業等による個々人のニーズに応じた支援	21
2	ホームレス自立支援事業の推進	24
3	生活保護法による適正な保護の実施	28
4	保健及び医療の確保	28
5	安定した社会生活継続のための支援	30
6	関係機関や民間団体との連携	31
7	人権擁護・啓発活動の推進	32
8	地域における生活環境の改善	33
第 4	第 5 次計画における取組方針	35
第 5	第 5 次計画における本市の取組み	36
第 6	ホームレス自立支援施策の推進体制	42

第1 はじめに

1 策定の趣旨

本計画は、「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」（平成14年8月施行）に基づき、「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」（令和5年7月告示予定）に即して、ホームレスからの自立等を支援するための本市における実施計画である。

本計画は、平成31年に策定した「福岡市ホームレス自立支援実施計画（第4次）」（平成31年度～令和5年度）の後継計画（令和6年度～令和10年（2028年））であり、本市の実情に応じた自立支援施策により、ホームレスやホームレスになるおそれのある人に関する問題の解決を図ることを目指し、第4次実施計画の評価を踏まえて必要な見直しを行ったものである。

2 策定に至る経緯

本市においては、ホームレスの自立支援等に関する施策を総合的に推進するため、平成16年7月に「福岡市ホームレス自立支援実施計画」（以下「実施計画」という。）を策定し、救護施設等を利用した生活保護の適用や民間団体と共働した自立支援を行ってきた。

しかし、平成20年秋の「リーマンショック」を契機とした雇用情勢の悪化により、非正規労働者の住居の喪失等が問題となるなど、ホームレス数が増加したため、平成21年6月に策定した第2次実施計画においては、自立支援施設を設置し、巡回相談・アフターケア事業を実施するなど民間団体と連携しながら総合的な自立支援を行った。

その後、自立支援施設の運営など支援施策の成果により、ホームレス数はピーク時より大幅に減少している。

また、平成31年2月に策定した第4次実施計画においては、多様化するホームレスの自立支援や再ホームレス化の防止に向け、機能分散型の施設運営を中心に、巡回相談・アフターケア事業等の充実も図っている。

近年、失業や倒産等さまざまな理由で住居を失い、やむなく公園等で起居しているホームレスが高齢化、長期化する一方で、路上と屋根のある場所（ネットカフェや終夜営業施設等）を行き来しながら生活している不安定居住者も一定数存在している。

本計画においては、現行のホームレス調査だけでは把握できないこのような層が存在していることを踏まえて、平成27年4月に施行された「生活困窮者自立支援法」の自立相談支援事業による住居喪失者（及びそのおそれのある者）の相談支援とあわせて早期に対象者を把握し、支援を行っていくこととしている。

3 関係法令及び国の基本方針

(1) ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法(以下「特措法」という。)

ホームレスの自立及びホームレスとなることを防止するための支援に関する国等の責務を明らかにし、ホームレスに関する諸問題の解決を目的として、平成 14 年 8 月に施行された。

当初、10 年間を期限とする時限立法であったが、平成 24 年に 5 年間延長され、さらに平成 29 年に 10 年間延長されたため、現在は令和 9 年(2027 年) 8 月が期限となっている。

＜「ホームレス」の定義について＞

「ホームレス」とは、都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の場所とし、日常生活を営んでいる者をいう。(特措法第 2 条)

(2) ホームレスの自立の支援等に関する基本方針(以下「基本方針」という。)

国は、特措法に基づき実施した「ホームレスの実態に関する全国調査」の結果を踏まえて、平成 15 年に基本方針を策定した。基本方針は、「ホームレスの自立を積極的に促すとともに、新たにホームレスとなることを防止する」ことを目的としている。

平成 20 年、平成 25 年の見直しの後、「生活困窮者自立支援法」の施行に伴う平成 27 年の見直しでは、ホームレス自立支援事業等、特措法の趣旨・理念を踏まえつつ、生活困窮者自立支援法に基づく事業として実施することとされた。また、平成 30 年にも、ホームレスの動向や生活困窮者自立支援法に基づく事業の追加等を踏まえて見直しが行われた。令和 5 年度の改訂においては、引き続き生活困窮者自立支援法等によるホームレス自立支援施策を推進するとされており、その適用期間は 5 年間(令和 10 年 7 月まで)となっている。

(3) 生活困窮者自立支援法

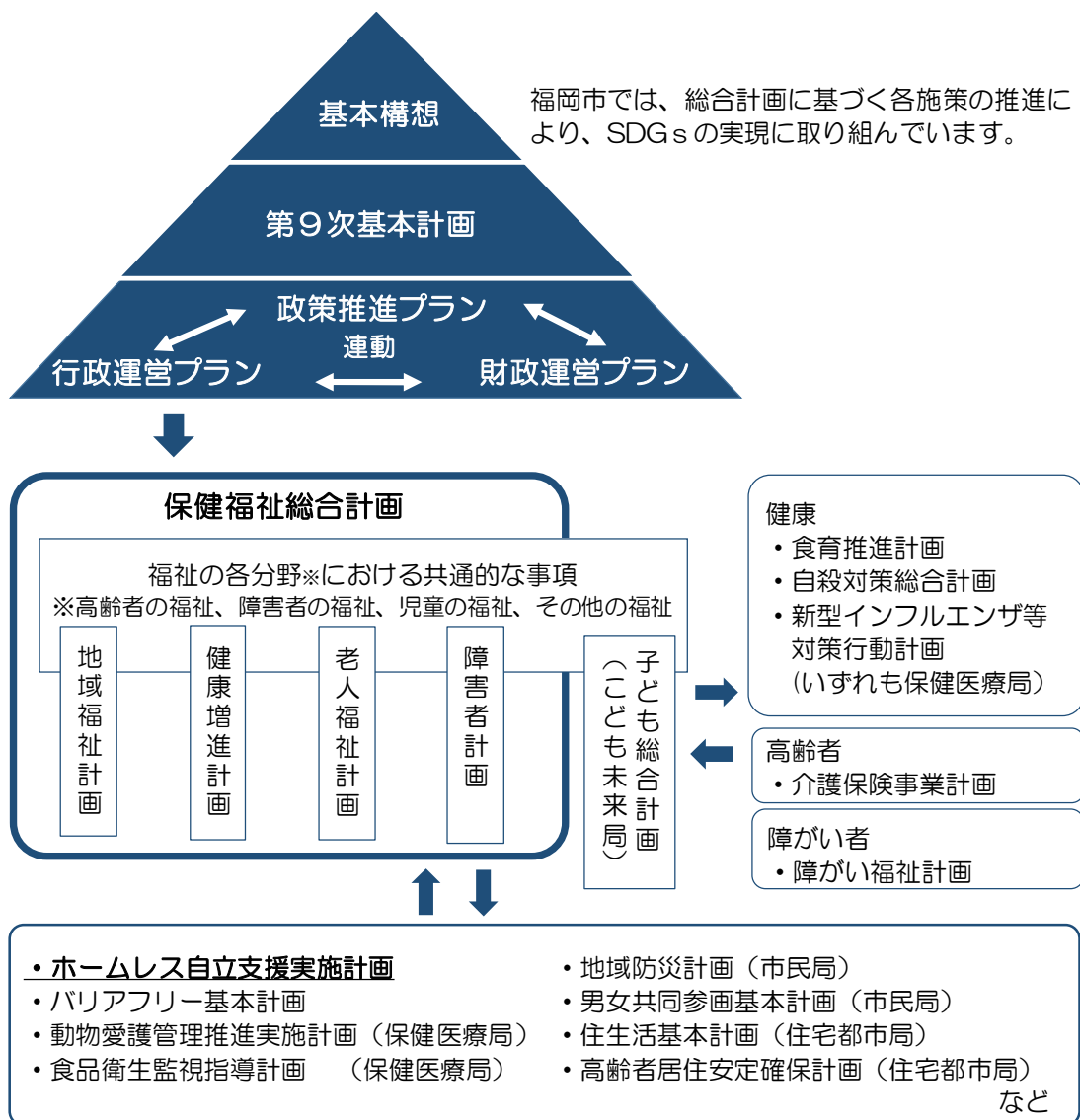
平成 27 年 4 月に施行され、ホームレスを含む生活困窮者に対して包括的かつ早期の支援を実施することを目的としている。平成 31 年度施行の改正法では、シェルター等を退所した者や、居住に困難を抱える者であって地域社会から孤立した状態にある低所得者に対して、訪問による見守りや生活支援等日常生活を営むのに必要な支援を行う「地域居住支援事業」が追加され、居住支援が強化された。

【国の関係法令と福岡市における自立支援施策】

年度	社会情勢と 福岡市の ホームレス数（人）※ ※ 各年度1月末時点	国			福岡市	
		ホームレスの 自立の支援等 に関する 特別措置法	ホームレスの 自立の支援等 に関する 基本方針	生活 困窮者 自立 支援法	ホームレス 自立支援 実施計画	施策・事業
平成 14 (2002)	607					博多区保護第3課開設
平成 15 (2003)						
平成 16 (2004)			①			
平成 17 (2005)			平成			
平成 18 (2006)			15.7			
平成 19 (2007)			↓		第1次	・自立支援事業 ・緊急一時保護 事業 ※NPOと共働
平成 20 (2008)	969					
平成 21 (2009)	393					
平成 22 (2010)	270		②		第2次	
平成 23 (2011)	226		平成			
平成 24 (2012)	217		20.7			
平成 25 (2013)	245		↓			
平成 26 (2014)	183					
平成 27 (2015)	214		③		第3次	
平成 28 (2016)	181					
平成 29 (2017)	171		④			
平成 30 (2018)	168					
令和 元 (2019)	184					
令和 2 (2020)	193		⑤		第4次	
令和 3 (2021)	182		平成			
令和 4 (2022)	144		30.7			
令和 5 (2023)			↓			
令和 6 (2024)						
令和 7 (2025)			⑥		第5次	
令和 8 (2026)			(令和			
令和 9 (2027)			5.7			
令和 10 (2028)			↓			

4 計画の位置づけ及び計画期間

- (1) 本計画は、特措法第9条第2項に基づき、国の基本方針等に即して策定する実施計画である。
- (2) 計画期間は、令和6年4月から令和11年3月の5年間とする。ただし、当該期間中に法が失効した場合にはこの限りではない。
- (3) 「福岡市保健福祉総合計画」をはじめ、関連が深い本市の各種計画とも連携を図る。



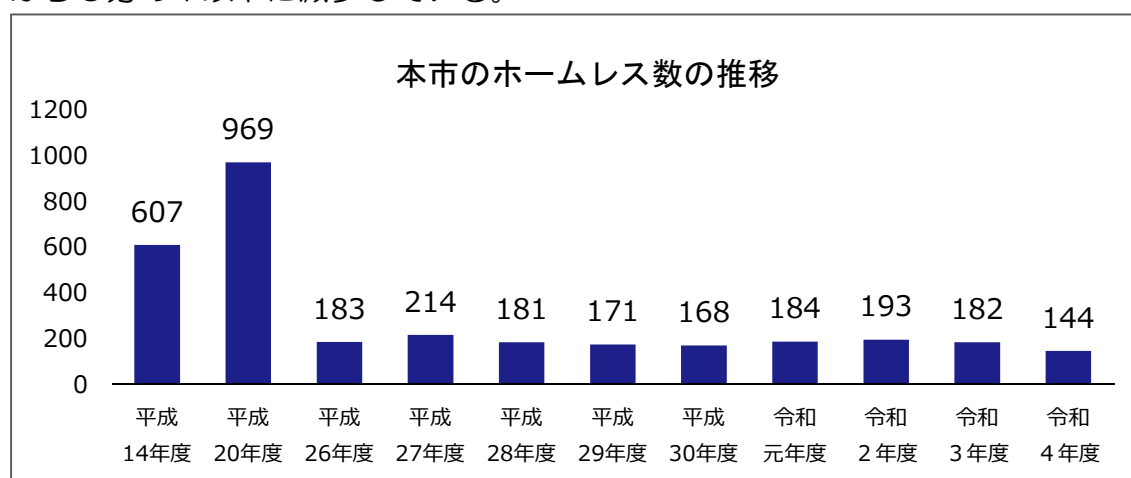
第2 ホームレス・不安定居住者の現状

国は、特措法に基づき基本方針を策定するため、平成14年度に、「ホームレスの実態に関する全国調査」として、目視によるホームレスの概数調査（以下「概数調査」という。）及び調査票に基づく個別の面接調査（以下「生活実態調査」という。）を実施した。

その後、概数調査は、平成19年度以降毎年実施され、生活実態調査は、平成18年度、同23年度、同17年度、令和2年度に実施されている。

1 本市のホームレス数の推移（概数調査結果）

概数調査の結果、令和4年度（令和5年1月）の本市のホームレス数は144人であり、減少傾向である。調査開始後最も多かった平成20年度の969人から6分の1以下に減少している。



※ 各年度、1月に調査を実施

調査区分別では、都市公園48人、河川4人、道路29人、駅舎4人、その他の施設59人となっている。平成15年の調査以降、同28年までは都市公園が一番多かったが、同29年以降は、商業施設等のその他施設が最も多くなっている。

また、区別では東区8人、博多区40人、中央区84人、南区2人、城南区1人、早良区3人、西区6人となっている。

定住型、移動型別では、定住型11人、移動型133人と、9割以上が移動型となっている。

【調査区分別】

調査区分	令和 4 年度				令和 3 年度	令和 2年度	令和 元年度	平成 30年度	平成 29年度	平成 20年度
	男性	女性	不明	合計						
都市公園	45	3	0	48	53	52	55	55	44	400
河川	4	0	0	4	8	14	7	8	13	105
道路	29	0	0	29	37	25	19	30	36	51
駅舎	4	0	0	4	3	4	3	4	3	111
その他	53	6	0	59	81	98	100	71	75	302
合計	135	9	0	144	182	193	184	168	171	969

【区別】

区	令和 4 年度				令和 3 年度	令和 2年度	令和 元年度	平成 30年度	平成 29年度	平成 20年度
	男性	女性	不明	合計						
東区	8	0	0	8	12	9	8	13	17	74
博多区	37	3	0	40	66	64	52	68	65	445
中央区	78	6	0	84	92	100	95	72	87	317
南区	2	0	0	2	5	4	5	6	4	39
城南区	1	0	0	1	1	1	1	0	0	6
早良区	3	0	0	3	5	7	2	6	3	34
西区	6	0	0	6	1	8	5	6	5	54
合計	135	9	0	144	182	193	168	171	181	969

【定住型・移動型別】

調査区分	定住型					移動型				
	令和 4 年度	令和 3 年度	令和 2 年度	令和 元年度	平成 30年度	令和 4 年度	令和 3 年度	令和 2 年度	令和 元年度	平成 30年度
都市公園	6	8	9	10	11	42	45	43	45	44
河川	2	2	2	2	3	2	6	12	5	5
道路	2	3	1	2	3	27	34	24	17	27
駅舎	0	0	0	0	0	4	3	4	3	4
その他	1	4	5	5	5	58	77	93	95	66
合計	11	17	17	19	22	133	165	176	165	146

2 本市における生活実態調査結果

令和3年11月に実施した生活実態調査では、78名を対象に面接調査を行っており、結果概要は次のとおりである。

なお、参考として平成28年10月の調査結果を（ ）で記載している。

(1) 【性別】

性別は、「男性」 94.9% (92.1%)

「女性」 5.1% (3.2%) ※H28 無回答 (4.7%)

(2) 【年齢層】

「60歳代以上」 71.8% (65.1%) と増加する一方

「50歳代」 25.6% (31.7%)

「40歳代」 2.6% (3.2%) と減少し、

平均年齢は 64.5歳 (62.0歳)

高齢化の傾向が見られる。

(3) 【今回の路上生活の期間】

「1年未満」 22.1% (11.1%)

「1年以上3年未満」 15.6% (12.7%)

「3年以上5年未満」 5.2% (20.6%)

「5年以上10年未満」 14.3% (17.5%)

「10年以上」 42.8% (38.1%)

長期（10年以上）と短期（1年未満）の割合がともに増加し、二極化している。

(4) 【路上生活をする直前に住んでいた地域】

「福岡市内」 48.1% (30.2%)

「福岡市外」 51.9% (69.8%)

市外からの転入者の割合は減少しているが、依然、半数を占めている。

また、本市に来た理由は、「以前住んでいたり、仕事があったりでなじみがある」が 48.7% (50.8%) となっている。

(5) 【路上生活で困ること】（複数回答可）

「特にない」 62.8% (25.4%)

「雨や寒さをしのげず辛い」 16.7% (19.0%)

「寝る場所を探すのにとても苦労している」 12.8% (14.3%)

「入浴、洗濯などができなくて、清潔に保つことができず困る」
11.5% (25.4%)

(6) 【今後の自立計画】

「今のままでいい」	47.4% (50.8%)
「就職して自活したい」	11.5% (17.5%)
「寮付きの仕事で自活したい」	1.3% (0%)
「就職することはできないので、福祉制度を利用して生活したい」	7.7% (4.8%)
「アパートで福祉の支援を受けながら、かるい仕事をみつきたい」	3.9% (11.1%)
「家族の元に戻りたい」	1.3% (0.0%)
「わからない」	20.5% (7.9%)
「その他」	6.4% (6.3%)

現状維持を希望する者が半数近くを占めている。

(7) 【求職活動状況】

「求職活動をしている」	9.0% (9.5%)
「今は求職活動をしていないが、今後求職活動をする予定である」	10.2% (11.1%)
「今も求職活動をしていないし、今後も求職活動をする予定はない」	80.8% (79.4%)

(8) 【行政への要望・意見】(自由回答)

「仕事関連」	0.0% (27.8%)
「住居関連」	0.0% (22.2%)
「健康関連」	0.0% (5.6%)
「食事関連」	20.0% (11.1%)
「行政に特に望むものはない」	80.0% (33.3%)

○ 路上生活期間と年齢のクロス分析

(単位：人)

	年齢	40 歳代	50 歳代	60 歳代以上
路上生活の期間	1 年未満	1	8	8
	1 年以上 3 年未満	1	3	8
	3 年以上 5 年未満	0	2	2
	5 年以上 10 年未満	0	1	10
	10 年以上	0	6	27

○ 路上生活期間と今後の自立計画のクロス分析

(単位：人)

	今後の希望	今のままでいい	就職して自活したい	わからない
路上生活の期間	1 年未満	3	2	2
	1 年以上 3 年未満	3	2	2
	3 年以上 5 年未満	2	0	0
	5 年以上 10 年未満	6	1	7
	10 年以上	23	5	4
	不明	0	0	1

路上生活が5年以上、10年以上の長期にわたるホームレスは、60歳代以上の比較的高齢の層が多いことが分かる。また、路上生活の期間が10年以上と長期化するほど「今のままでいい」と考え、自立の意欲が低下している。

3 不安定居住者等の生活保護相談・申請状況

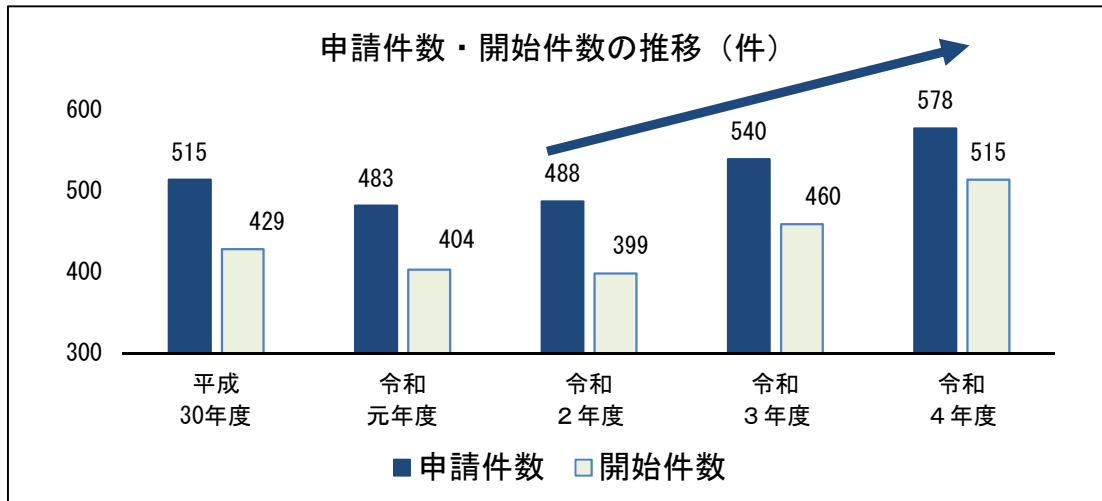
(1) 博多区保護第3課における相談者

以下は、ホームレス・不安定居住者等の相談窓口である博多区保護第3課における、生活保護の相談や申請の状況である。

申請件数は令和2年度から、開始件数は令和3年度から増加に転じている。

※申請件数は令和元年度（483件）から令和4年度（578件）の間に **20%増**

※開始件数は令和2年度（399件）から令和4年度（515件）の間に **29%増**



相談時の居所を分析すると（P12：(1) -1 相談時の主な居所参照）、令和4年度で「ネットカフェ・ホテル」、「自宅・知人宅」、「施設」、「車上」、「会社寮」等、定まった住居を喪失、又は喪失するおそれがある不安定居住者と推測できる人からの相談が8割を占めている。

これらの人は保護申請件数から近年増加傾向であるが、路上等へのアウトリーチで把握することは非常に困難であり、いかに早期に把握し支援に繋げるかが課題となっている。

以下では、不安定居住者の傾向を掴むため、博多区保護第3課への相談者の属性に関する分析を行う。

〈不安定居住者について〉

本計画においては、「常時路上生活を送っている訳ではないが、定まった住居を喪失しており、居所が無い又は居所がなくなる恐れのある人」を「不安定居住者」と位置づけ、以下のようなケースを想定している。

- ・ 終夜営業の飲食店や知人宅など屋根のある場所と路上を行き来する不安定な居住状態にある人
- ・ 家賃滞納により賃貸住宅から出された人
- ・ ネットカフェ・ホテル等に移り住み、資金が尽きた人
- ・ 刑務所や更生保護施設、病院、福祉施設等から出所・退所して居所が無い人
- ・ 車上生活を送っている人
- ・ 社員寮を出るなどして居所が無い人 など

(1) - 1 相談時の主な居所

(単位：件)

年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
窓口相談件数計(※)	487	490	537	519	566
ネットカフェ・ ホテル	114 23.4%	104 21.2%	160 29.8%	174 33.5%	194 34.3%
自宅・知人宅	114 23.4%	71 14.5%	69 12.8%	72 13.9%	143 25.2%
施設（刑務所・ 更生保護施設等）	92 18.9%	48 9.8%	35 6.5%	21 4.0%	47 8.3%
施設（病院・ 福祉施設等）		12 2.4%	10 1.9%	6 1.2%	14 2.5%
車上	(データ なし)	23 4.7%	18 3.4%	20 3.9%	39 6.9%
会社寮		9 1.8%	6 1.1%	8 1.5%	16 2.8%
公園・道路等	140 28.7%	206 42.0%	220 41.0%	206 39.7%	113 20.0%
不明	27 5.5%	17 3.5%	19 3.5%	12 2.3%	0 0%

※ 博多区保護第3課の窓口に来所し相談された件数であり、入院申請など窓口に来所していない相談を除く。

令和2年度以降、公園・道路等からの相談割合が低下する一方、ネットカフェ・ホテルからの相談割合が増加している。

また、令和4年度は自宅・知人宅からの相談が急増している。

その他、車上や会社寮からの保護申請も徐々に増加する傾向にある。

(1) - 2 相談者の住所不定期間

(単位：人)

年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
1 か月未満	311	307	298	333	367
1 か月～6 か月	86	92	109	97	112
6 か月以上	58	51	93	62	74
不明	32	40	37	27	13

住所不定期間が1 か月未満の短期間の相談者が多いことがわかる。

(1) - 3 相談者の性別

(単位：人)

年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
男性	421	417	458	443	487
女性	66	73	79	76	79
	15.7%	14.9%	14.7%	14.6%	14.0%

相談者のうち、15%前後が女性である。

(1) - 4 相談者の年齢層

(単位：人)

年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
～19 歳	2	8	2	8	10
20 歳代	58	55	61	73	84
30 歳代	97	87	105	96	95
40 歳代	108	110	119	112	119
50 歳代	100	111	121	107	130
60 歳以上	121	117	128	123	128
不明	1	2	1	0	0

40 歳代以上が多いが、10～20 歳代の相談者が徐々に増加している。

(1) - 5 「相談者の住所不定期間」と「相談時の居所」のクロス分析

(令和 4 年度の相談者数にて分析)

(単位：人)

相談時の 住所 不定期間	ネット カフェ・ ホテル	自宅・ 知人宅	公園・ 道路	施設（刑務 所・更生保 護施設等）	車上
1 か月未満	60.3%	71.3%	49.6%	97.9%	43.6%
1 か月～6 か月	23.7%	14.0%	30.1%	2.1%	28.2%
6 か月以上	16.0%	6.3%	19.5%	0%	28.2%
不明	0%	8.4%	0.9%	0%	0%

いずれの区分も住居を失って1 か月未満の相談が一番多く、全体的に短期間で相談に訪れている。特に、「施設（刑務所・更生保護施設等）」からの相談者は、ほとんどが1 か月未満で相談に訪れており、退所後すぐに博多区保護第3課に相談に行くルートが定着している。

6 か月以上と住所不定期間が長いのは、「車上」、「公園・道路」、「ネットカフェ・ホテル」の順であった。

(1)-6 相談者の「年齢」と「相談時の居所」のクロス分析
(令和4年度の相談件数にて分析)

	10歳代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳以上
相談件数計	10	84	95	119	130	128
ネットカフェ・ホテル	4	42	35	48	37	28
	40.0%	50.0%	36.8%	40.3%	28.5%	21.9%
自宅・知人宅	2	25	34	24	30	28
	20.0%	29.8%	35.8%	20.2%	23.1%	21.9%
施設（刑務所・更生保護施設等）	0	0	4	9	16	20
	0%	0%	4%	8%	12%	16%
施設（病院・福祉施設等）	1	1	2	3	2	3
	10.0%	1.2%	2.1%	2.5%	1.5%	2.3%
車上	1	5	5	10	6	12
	10.0%	6.0%	5.3%	8.4%	4.6%	9.4%
会社寮	0	3	1	5	5	2
	0.0%	3.6%	1.1%	4.2%	3.8%	1.6%
公園・道路等	2	8	14	20	34	35
	20.0%	9.5%	14.7%	16.8%	26.2%	27.3%

「相談時の居所」のうち、20%を超える部分に着色している。いずれの年代においても、「ネットカフェ・ホテル」と「自宅・知人宅」が20%を超える結果となった。

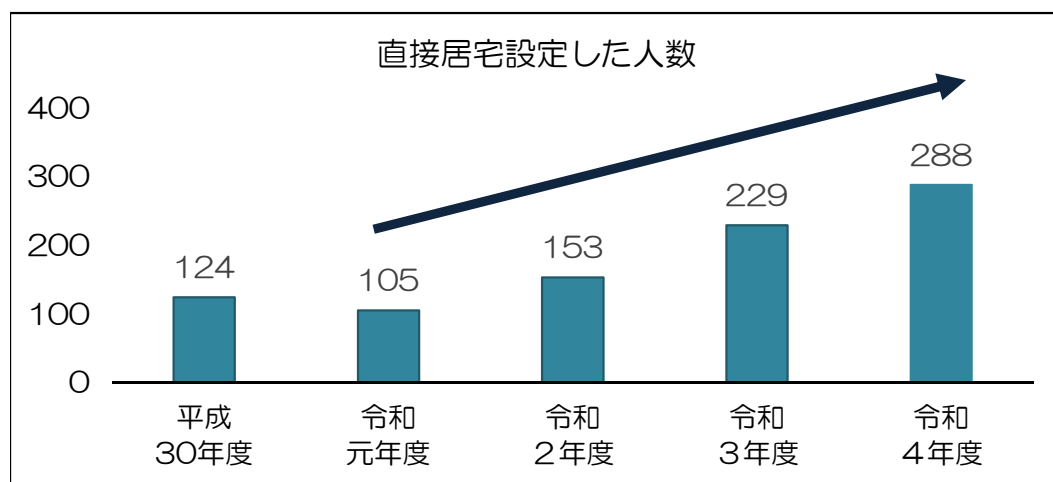
また、「公園・道路等」からの相談については10歳代と50歳代・60歳以上が20%を超えており、路上生活を送る層が若年層と高齢層に二極化していることがわかる。

(2) 保護申請・開始した者のうち、直接居宅を設定した者について

博多区保護第3課で保護申請・開始となった人のうち、自立支援施設入所を経ずに、直接居宅を設定している人が年々増加している。

自立支援施設が満室の時期で居宅設定せざるを得なかった場合もあるが、コミュニケーションや精神面等様々な課題を抱え、集団生活に馴染めないため、入所を望まない人も多い。

このような場合、自立支援施設における日常生活や金銭管理の支援、就労支援等を経ずに居宅を設定することになり、その結果、地域で安定した居宅生活を続けられない状況が見られるため、継続したきめ細かい支援が必要である。



以下では、直接居宅設定した人が、地域において定着するために必要な支援について考察することを目的に、令和4年度、直接居宅を設定した288人について、属性の分析や居宅設定後の追跡調査を実施する。

(2) - 1 直接居宅設定者の相談時の主な居所

	人数	割合	(参考) 相談者全体
ネットカフェ・ホテル	87	30.2%	34.3%
自宅・知人宅	74	25.7%	25.2%
施設（刑務所・更生保護施設等）	38	13.2%	8.3%
施設（病院・福祉施設等）	6	2.1%	2.5%
車上	20	6.9%	6.9%
会社寮	6	2.1%	2.8%
公園・道路等	57	19.8%	20.0%
計	288	100%	100%

(2) - 2 直接居宅設定者の住所不定期間

	人数	割合	(参考) 相談者全体
1か月未満	195	67.7%	64.8%
1～6か月	55	19.1%	19.8%
6か月以上	37	12.8%	13.1%
不明	1	0.3%	2.3%
計	288	100%	100%

(2) - 3 直接居宅設定者の性別

	人数	割合	(参考) 相談者全体
男性	256	88.9%	86.0%
女性	32	11.1%	14.0%
計	288	100%	100%

(2) - 4 直接居宅設定者の年齢層

	人数	割合	(参考) 相談者全体
～19 歳	2	0.7%	1.8%
20 歳代	40	13.9%	14.8%
30 歳代	54	18.8%	16.8%
40 歳代	68	23.6%	21.0%
50 歳代	67	23.3%	23.0%
60 歳以上	57	19.8%	22.6%
計	288	100%	100%

(2) - 1 直接居宅設定者の相談時の主な居所、(2) - 2 相談者の住所不
定期間、(2) - 3 相談者の性別、(2) - 4 相談者の年齢層の人数分布につい
ては、相談者全体と大きな乖離は無かった。

(2) - 5 直接居宅設定者の状況調査

令和4年度に直接住居を設定した 288 人について、令和5年6月現在
の状況を調査した。

	人数	割合
生活保護を受給しながら居宅生活を継続	240	83.3%
市外転出	21	7.3%
逮捕・拘留	8	2.8%
無断退去（失踪）	6	2.1%
就労による自立	6	2.1%
死亡	2	0.7%
その他（年金遡及受給・仕送り開始）等	5	1.7%
計	288	100%

生活保護を受給しながら居宅生活を継続する人が 83.3%と最も多かつ
たが、「無断退去（失踪）」が6人、「逮捕・拘留」が8人など、居宅生活を
継続できなかった人もいる。

4 生活自立支援センターによる不安定居住者からの相談と支援状況

生活自立支援センターにおける不安定居住者からの相談件数は、令和2年度を底に増加傾向にある。

不安定居住者からの相談件数と支援状況

年度		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
相談件数		92	86	85	102	120
支 援 件 数	博多区保護第3課への つなぎ	24	34	30	40	47
	賃貸物件の情報提供等 により自力で住居確保	8	6	6	16	11
	居住支援法人活用 により住居確保	5	7	6	7	26
	寮付き求人に採用	4	2	1	2	2
	その他	39	25	38	28	18

※ 相談時期と支援時期に差があるため、相談件数と支援件数は一致しない。

博多区保護第3課に繋ぐ件数が増加傾向であることがわかる。また、居住支援法人の活用により住居確保した件数が、令和4年度に急増しており、生活自立支援センターと居住支援法人との連携が強化されている様子が伺える。

5 分析と課題

(1) 路上生活を送るホームレスについて（P6～P8 概数調査・実態調査の結果より）

令和5年1月の概数調査で目視確認された路上のホームレスは144人となっており、第4次計画初年度の調査（令和2年1月）184人と比較すると2割以上減少している。

年齢について、「60歳代以上」が71.8%と前回の調査から6.7ポイント増となっており、高齢化が進んでいる。

また、路上生活の期間については、「10年以上」が42.3%と、前回の調査から4.2ポイント増加しており、従前から野宿生活を続けている人が滞留し、長期化する一方、「1年未満」は22.1%と前回調査の11.1%からほぼ倍増しており、二極化がみられる。

路上生活における困りごとは「特にない」が62.8%と多く、今後の自立計画についても、「今のままでいい」とする人が47.4%と半数近くにのぼっている。現に「今も求職活動をしていないし、今後も求職活動をする予定はない」とする人が80.8%を占めており、就労による自立の意欲が低いことがわかる。

特に路上生活が長期化した人は、就職や居宅設定を通じて路上生活を脱却する意欲が低下し、自立に向かうことが難しくなる傾向がある。

そのため、路上生活が長期化する前に、できる限り早期に支援を行い、自立につなげる必要があるが、既に路上生活が長期化し、高齢化しつつあるホームレスや、自立の意欲が高くないホームレスへの対応が引き続き課題となっている。

(2) 不安定居住者や路上生活を経ない相談者について

概数調査・実態調査では把握が困難な不安定居住者からの相談が増加傾向である。

また、博多区保護第3課への相談者においても、「公園・道路等」からの相談は2割であったのに対し、「ネットカフェ・ホテル」や、「自宅・知人宅」、「施設」、「車上」、「会社寮」など定まった住居を喪失した不安定居住者と推測できる人からの相談が8割を占めており、潜在的な、見えない不安定居住者は、路上生活を送るホームレスの数倍存在するのではないかと考えられる。

「ネットカフェ・ホテル」や「自宅・知人宅」からの相談者は比較的若い層が多く、「公園・道路等」や「施設（刑務所・更生保護施設等）」からの相談者は高齢の層が多かった。特に若年層は、インターネットから情報を入手するなどして、住居喪失後短期間で相談窓口を訪れている傾向にある。

このような不安定居住者に対し、早期に把握し支援に繋ぐことで路上生活化を予防する必要がある。

さらに、ホームレスや住居不安定な状態で生活保護の受給を開始した人のうち、施設に入所せず、直接居宅設定する人の増加も見られ、施設における日常生活や金銭管理の支援、就労支援等を経ずに居宅を設定した後、地域において安定した居宅生活を継続するための、きめ細かいアフターケアが重要となっている。

第3 「福岡市ホームレス自立支援実施計画（第4次）」の実績と評価

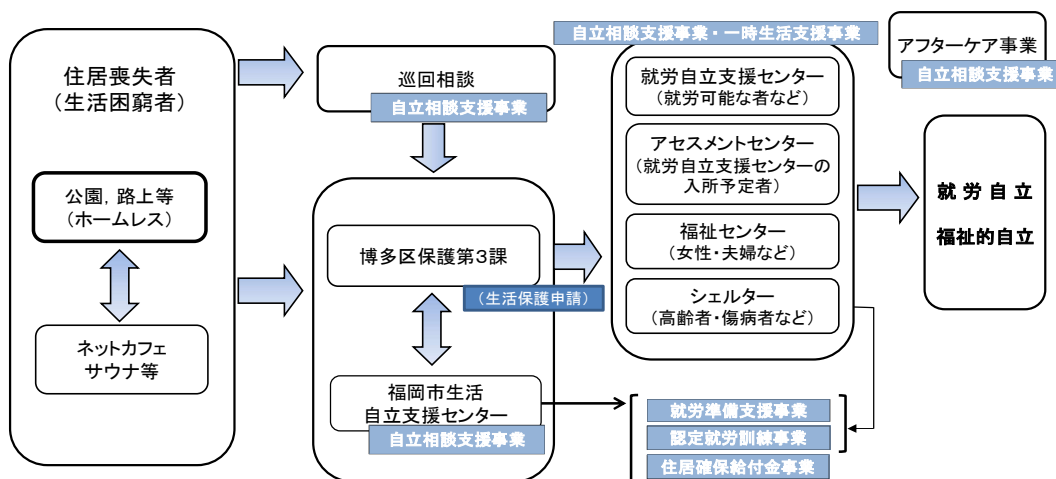
(1) 実施期間

第4次実施計画：平成31年度から令和5年度まで（5年間）

(2) 平成31年2月に策定した第4次実施計画に基づき、

- 福岡市ホームレス巡回相談・アフターケア事業（平成21年6月～）
- 福岡市就労自立支援センター事業（平成21年11月～）
- 福岡市アセスメントセンター事業（平成22年4月～）
- 福岡市福祉センター事業（平成22年4月～）
- 福岡市シェルター事業（平成22年7月～）等の取り組みを実施した。それぞれの取り組みの実績及び評価は次のとおりである。

ホームレス自立支援フロー（生活困窮者自立支援法施行後）



生活困窮者自立支援法に基づき、ホームレスの相談支援については自立相談支援事業として、衣食住の提供等の施設運営については一時生活支援事業として実施している。

- 自立相談支援事業 生活困窮者の相談に応じ、個々の状況に応じた支援計画を作成し、必要なサービスの提供に繋げる。
- 一時生活支援事業 衣食住等の日常生活に必要な支援を一定期間提供する。
- 就労準備支援事業 就労に向けた日常生活・社会的自立や就労自立のための準備を支援する。
- 認定就労訓練事業 直ちに一般就労が困難な人に対する支援付きの就労の場を提供する。
- 住居確保給付金事業 離職等による住居喪失者やそのおそれがある人に、住居確保するための家賃相当額を支給する。

ホームレス自立支援施設（一時生活支援施設）

施設名	就労自立支援センター	アセスメントセンター	福祉センター	シェルター
対 象	就労可能な者など	就労自立支援センターの入所予定者	女性 夫婦 など	高齢者 傷病者 など
主な機能	衣食住の提供 支援計画の作成 就労支援 居宅移行支援	衣食住の提供 支援計画の作成 就労自立支援センターへの入所準備	衣食住の提供 支援計画の作成 居宅移行支援	衣食住の提供 支援計画の作成 居宅移行支援
定 員 等	50人→24人→26人 (R2.5～)(R3.4～)	8人	8人(室)	12人
入所期間	原則3か月 (最大6か月以内)	1週間程度	2週間～3か月程度	1か月～2か月程度
事業開始	平成21年11月	平成22年4月	平成22年4月	平成22年7月

1 相談事業等による個々人のニーズに応じた支援

(1) 巡回相談事業の充実

近年、本市で起居するホームレスは、長期化・高齢化する一方、若年層は、路上生活期間が短い傾向にある。

長期化・高齢化するホームレスは、就労や年金を受給しながら自活しているという自負を持ちながら生活している傾向にある一方で、障がい・疾病や、コミュニケーションの課題等を抱えている人も多く、また、生活保護等の福祉制度による支援を望まない場合も多い。

今後も民間団体が実施している炊き出し、無料低額診療事業を実施している医療機関の訪問診療など、様々な機会を捉え巡回相談を実施し、粘り強い接触、説得を行っていく。

また、路上と屋根のある場所（ネットカフェ等）を行き来し、路上生活の期間が短い傾向にある若年層は、その抱える課題が多様化・複雑化している場合も多く、本人の状況を十分に把握し、関係機関との連携・調整をきめ細かく行う必要がある。

このように、多様化するホームレスの状況に対応するため、以下の支援を実施する。

- ・ホームレスの状況把握
- ・各種社会福祉制度や施策、社会資源の周知及び手続支援
- ・保健、福祉等各種相談窓口の案内・同行及び連携
- ・家族、親族等との交流促進を目指した支援
- ・社会生活を望まないホームレスに対する自立意欲の喚起 など

事業の実施にあたっては、巡回方法を見直し、ホームレス数の多い都心部への巡回を増加させる等、より効果的な事業の実施を図り、公園・道路の施設管理者等と連携して、ホームレスの早期把握・支援を行っていく。なお、支援にあたっては、段階に応じた支援計画を策定し、適宜見直しを行いながら、巡回相談事業の充実を図る。

また、対応が困難な事案も多いため、ホームレス支援機関等との支援調整会議を実施するとともに、人材育成のための研修を継続していく。

(2) 新たにホームレスとなることの防止

相談員の市内巡回によるホームレス巡回相談事業のほか、ホームレスの生活保護の窓口として、博多区保健福祉センター保護第3課において相談を受けている。

また、平成27年度の生活困窮者自立支援法の施行により、新たに生活困窮者の相談窓口として「福岡市生活自立支援センター」を設置している。生活自立支援センターで実施している就労支援や住居確保給付金等の支援メニューを広く周知し、住居を失った、又は住居を失うおそれのある人の早期把握・支援を行い、保護課等とも連携しながら新たにホームレスとなることを防止する。また、ホームページの充実や関係事業者と連携して周知に取り組んでいく。

【実績及び評価】

- 本市が委託した専門の巡回相談員（委託先：公益社団法人 福岡県社会福祉士会）が、ホームレスの起居する場所や炊き出し会場等を巡回してホームレスの状況を把握するとともに、福祉制度等の案内や支援窓口への同行を行うなど個別相談に応じ、路上生活からの自立に向けた支援を実施しており、自立支援施策への入口として、重要な役割を担っている。
令和3年 11 月の生活実態調査では、相談員への相談状況について、巡回相談員に会ったことがあるホームレスが 96.1%となっており、市内で路上生活を行うほとんどのホームレスにアプローチできている状況と言える。巡回相談事業によるアウトリーチが網羅的に行われ、粘り強い接触・支援が行われている。
- 定期的な日中・夜間の巡回に加え、ホームレスが多い都心部の巡回を重点的に実施。さらに、通報があった場合や悪天候、年末年始など状況や時期に応じた巡回を実施している。支援にあたっては、エリア対象者全員の支援計画を作成し、定期的に評価・見直しを行いながら、対象者の現状に沿った支援を実施できるよう活用している。
また、ホームレス支援機関等との支援調整会議の実施や、公園・道路の管理者、医療機関など多くの関係機関との密な連携を通じて、必要な情報共有や支援につないでいる。
今後も巡回相談員が個々のホームレスの特性や健康状態に十分配慮し、粘り強い巡回相談事業を継続して実施することが重要である。

巡回相談の実績

年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
相談延べ件数（件）	7,914	8,665	9,979	8,879	6,977
新規支援者（実人数）	81	76	95	87	70

- 路上と屋根のある場所（ネットカフェ等）を行き来し、路上生活の期間が短い傾向にある若年層等については、巡回相談における声かけ等に加え、令和元年度には市内 21 か所のインターネットカフェに生活自立支援センターのチラシ等を送付、令和5年度には主要な店舗を訪問するなどして、店舗へのチラシ等設置を依頼する連携を試みている。
その他の取り組みとして、本市のホームページ内にホームレス自立支援施策に関するページを作成（令和2年度）、随時情報を更新している。
近年は、自らインターネットを活用し、生活自立支援センターや博多区保護第3課を調べて直接相談する事例も増加しており、自立支援施設入所や居宅設定などの支援につながっている。引き続き、状況把握と効果的な広報に努める必要がある。

- 博多区保護第3課では、ホームレスや、ホームレスとなるおそれのある方の生活保護の窓口として相談を受けている。近年、生活保護の申請件数や開始件数が増加傾向にあり、今後も適正に生活保護が適用されるよう努めていく必要がある。

ホームレス状態の人の生活保護申請件数・開始件数

(博多区保護第3課)【再掲】

(単位：件)

年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
申請件数	515	483	488	540	578
開始件数	429	404	399	460	515

- 生活自立支援センターでは、コロナ禍において不安定居住者からの相談件数が増加しており、関係機関への連携など必要なサポートを実施している。また、住居確保給付金の申請も新型コロナウイルスの影響により大幅に増加しており、ホームレスとなることの防止・住まいの安定確保に一定の役割を果たしている。

生活自立支援センターへの不安定居住者からの相談件数と支援状況【再掲】

(単位：件)

年度		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
相談件数		92	86	85	102	120
支 援 件 数	博多区保護第3課に リファー	24	34	30	40	47
	賃貸物件の情報提供等 により自力で住居確保	8	6	6	16	11
	居住支援法人活用 により住居確保	5	7	6	7	26
	寮付き求人に採用	4	2	1	2	2
	その他	39	25	38	28	18

住居確保給付金申請件数

(単位：件)

年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
住居確保給付金申請 (新規・再支給)(件)	77	63	4,234	1,764	1,012

2 ホームレス自立支援事業の推進

(1) 自立支援施設の運営

「就労自立支援センター」(就労可能者等の支援)、「アセスメントセンター」(就労自立支援センターへの入所準備等)、「シェルター」(高齢者、傷病者等の支援)、「福祉センター」(女性、夫婦世帯等の支援)の4つの施設の特色を活かして機能分散型の施設運営を行うことにより、路上生活を行っている市内のホームレス数は減少しており、効果的に機能している。

今後も機能分散型の施設運営を中心に、救護施設や無料低額宿泊施設等とも連携を図り、効果的な自立支援に努める。

(2) 自主退所者等への対応

自立支援施設においては、就労自立及び福祉的自立による退所実績を数多く上げているが、一方で、集団生活になじめない、施設のルールを守らない等の理由で、自主退所・強制退所となる人も存在する。入所者については、その生活歴や、精神状況、障がいの有無など、個別の課題を詳細に把握し、その入所者に沿った支援の充実に努める。

例えば、自立支援施設において発達障がいや知的障がいの可能性があると思慮される人については、本人の意思を尊重しながら医療機関への受診を促し、障がい者手帳(精神・療育)や障がい福祉サービス受給者証の取得により、グループホーム入所や事業所通所等の障がい福祉サービスの利用に繋げていく。

また、巡回相談事業で関わった支援対象者については、施設入所前に支援計画を作成し、自立支援施設に引き継ぎ、よりきめ細かな支援を行っていく。

(3) 安定した生活の場を確保するための支援

○ 居住の安定確保支援事業

専門員を配置し、賃貸条件や居住環境が良好で、生活保護の住宅扶助基準内である物件情報を提供し、安全かつ良質な居住生活への移行を支援する。

○ 住宅確保要配慮者の居住支援(住宅セーフティネット制度)の活用

平成 29 年 10 月に改正法が施行された「住宅確保要配慮者に対する 賃貸住宅の供給の促進に関する法律」に基づき、住宅確保要配慮者の居住支援を行う「居住支援法人」を福岡県が指定している。入居の際に保証人が確保できない人への支援を含め「居住支援法人」と連携して、住居確保へ至る支援の充実に努める。

○ 公営住宅の活用

安定した住宅確保のため、公営住宅等の活用について関係部署・機関等と連携して研究する。

(4) 中間就労の活用による支援

ホームレスの中には、就労経験が乏しい、コミュニケーション能力の課題を抱えている等の理由により、直ちに一般就労に就くことが難しい人も相当数存在する。

平成 27 年度に施行された生活困窮者自立支援法に基づき、就労準備支援事業や、認定就労訓練事業が創設されており、直ちに一般就労に就くことが難しい人については、これらの事業を活用し、意欲の向上を図り、一般就労に向けて支援する。

また、発達障がいや知的障がいの支援の中で障がいを抱えていることが判明した場合は、障がい者の就労支援施策等に繋げていく。

(5) 就労と福祉施策を組み合わせた支援

自立支援施設入所中に、自己の能力を十分に活用しても就労自立が困難な人については、就労と生活保護等の福祉施策を組み合わせて自立を支援する。

【実績及び評価】

- 「就労自立支援センター」(就労可能者の支援)、「アセスメントセンター」(就労自立支援センターへの入所準備等)、「福祉センター」(女性、夫婦世帯等の支援)、「シェルター」(高齢者、傷病者等の支援)の4つの施設において機能分散型の施設運営を行い、救護施設や無料定額宿泊施設等と連携を取りながら自立に向けた支援を行っている。引き続き、現行施策を実施していく。
- 各施設の入居者の中には、複合的な問題を抱え、集団生活や支援の受入れが困難な人もいるため、入居者の生活歴や精神状況、障がいの有無など、個別の課題を詳細に把握し、衣食住の提供に加えて、金銭管理、行政手続き、債務整理、就労支援などきめ細かに対応している。また、巡回相談事業で関わった支援対象者が自立支援施設に入所する際には、相談支援員と施設担当者が密に連携を取りながら引継ぎを行っている。

ホームレス自立支援施設の総入所者数など(※1) (単位：人)

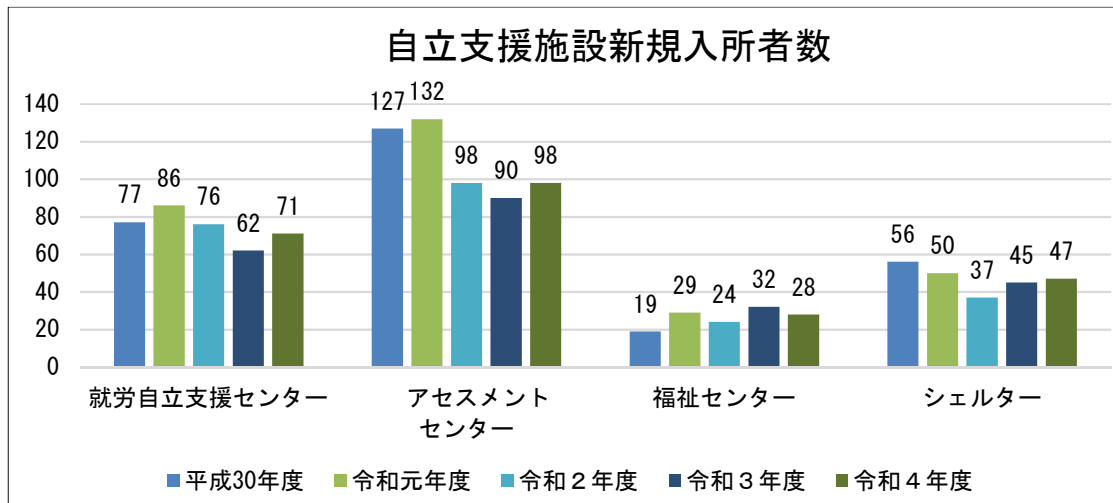
年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
総入所者数	279	297	235	229	243
うち自立者数(※2)	155	136	121	118	143

※1 総入所者数は施設間の重複あり

※2 就労自立、福祉的自立(生活保護受給)、入院・入所した者

施設ごとの入所者数

(単位：人)



- 安定した生活の場を確保する取組みについては、「居住の安定確保支援事業」として専門員を配置し、立ち退き、退院や施設退所等で転居や住居確保が必要であるにもかかわらず、自力での住居設定が困難な生活保護受給者を対象に、賃貸物件情報の提供や、不動産業者への同行等の支援を実施している。

また、生活自立支援センターにおいて、住居を探す際の支援として相談支援員が相談者と一緒に入居可能な住居を探す、不動産会社に同行するなど、入居の際に保証人が確保できない人への支援を実施している。その他、生活自立支援センター、博多区保護第3課、ホームレス自立支援施設において、「居住支援法人」と連携し、住居確保へ至る支援の充実を図っている。支援実績は増加傾向であり、今後も安定した住居の確保に向けて支援の充実に努める。

居住の安定確保支援事業における支援実績

(単位：人)

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
支援対象者	185	191	144	152	182
住居確保達成者	57	46	35	42	37

居住支援法人との連携実績（居住支援法人に繋いだ数）

(単位：件)

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
生活自立支援センター	29	47	7	28	25
博多区保護第3課 （直接居宅設定）	20	36	39	37	160
ホームレス自立支援施設	26	29	28	28	54
計	75	112	74	93	239

- 就労支援について、生活困窮者自立支援法に基づく就労準備支援事業・認定就労訓練事業を実施している。就労準備支援事業は、各区に設置する自立支援室において、一般就労の準備としての基礎能力や正しい生活習慣の定着を支援している。また、就労訓練事業の事業所として令和5年4月現在 18 事業所を認定しており、平成 30 年4月の7事業所と比較すると増加したが、利用者数は新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響もあり低迷している。令和4年度には、制度活用に向けて、福岡市若者総合相談センター等の関係機関に制度の情報を提供し、活用について協力を求めている、今後も制度の活用に向けて制度利用の勧奨や関係機関との連携に努めていく必要がある。

就労準備支援事業の利用者数 (単位：人)

年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
生活保護受給者	380	361	331	371	450
生活困窮者	2	8	7	2	2
計	382	369	338	373	452

認定就労訓練事業の利用者数 (単位：人)

年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
生活保護受給者	21	11	13	20	4
生活困窮者	4	10	7	2	0
計	24	21	20	22	4

- 自立支援施設入所中には、ハローワークの「就職支援ナビゲーター」と連携するとともに、国の技能講習事業を活用した資格取得や技能習得の支援などを実施し、就労による自立を後押ししている。また、障がいを抱え一般就労が難しい場合は、就労継続支援 A 型・B 型事業所等に繋ぐなどの支援を実施している。
- 第4次計画期間中の施設退所者のうち、200 人が就労自立、320 人が生活保護を受給しながらの居宅設定等、151 人が入院や施設入所となっている。自己の能力を十分に活用しても就労自立が困難な人については、個々の状況に応じ、就労と福祉施策を組み合わせた支援を継続していく必要がある。

ホームレス自立支援施設退所者数と内訳

(単位：人)

年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	計
施設退所者数	302	292	231	230	243	1,299
就労自立	55	39	34	37	35	200
福祉的自立 (生活保護受給)	67	65	62	50	76	320
その他 (入院・入所等)	31	32	25	31	32	151
施設間の移動	102	114	75	73	69	433
自主退所等	47	42	35	39	31	194

3 生活保護法による適正な保護の実施

(1) 急迫保護等による生活保護の適用

傷病のために入院を要する人や、医療機関に搬送された人に対して、必要に応じて生活保護を適用し、退院時には本人の自立の意思を確認した上で、居宅生活等の自立を支援する。

(2) 救護施設の活用

救護施設「松濤園」の廃止により、新たな救護施設「野の花」をはじめ、他の救護施設も活用し、支援が必要な人の入所等を行い、自立支援を図っていく。

4 保健及び医療の確保

(1) 結核検診

保健医療局及び福祉局の関係部署と連携して結核検診を実施する。その結果、結核に罹患していることが明らかになった場合は、保健所と連携して治療への支援を行う。

(2) 医療相談との連携

ホームレスの状況は多様化しており、健康状態が悪い人や健康に不安を感じている人も多い。巡回相談によりニーズを把握するとともに、関係機関や民間団体が実施する医療相談等との連携を強化し、医療機関での治療に繋げるよう努める。

(3) 入院協力金制度

緊急搬送時の受け入れ救急医療機関の拡充を図るため、事業を継続する。

【実績及び評価】

- 傷病のために入院を要する者や医療機関に搬送された者に対して、入院期間中生活保護を適用する急迫保護や、1日のみの外来診療が可能な緊急医療を実施している。また、急迫保護適用後、退院時に本人が希望すれば住居設定や施設入所を行い、ホームレスの自立を支援している。今後も継続が必要である。

急迫保護実施件数等の実績

(単位：人)

年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
急迫保護（入院）	67	69	39	42	34
緊急医療	79	52	40	32	27
退院時の住居設定	32	33	27	19	14

- ホームレスまたはホームレスとなるおそれのある人を、救護施設「野の花」に入所させ、アセスメントを実施したのち、施設入所、住居設定などの福祉的自立を図っている。「野の花」または他の救護施設とも連携しながら、支援が必要な人の入所等を行い自立支援を図っていく必要がある。
- 屋外生活者（ホームレス）結核検診事業を博多区において実施。巡回相談・アフターケア事業等を通じ、啓発チラシの配布や声かけなどを実施している。近年、受検者数が減少傾向にあるため、事業の周知を図り、必要な方の受検に繋げるよう努める必要がある。

ホームレス結核検診事業受検者数

(単位：人)

年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
受検者数	23	3	3	4	0

- 医療相談との連携について、巡回相談によりニーズを把握し、定期的に済生会福岡総合病院との同行巡回を実施している。今後も、関係機関や民間団体が実施する医療相談等との連携を強化し、医療機関での治療に繋げるよう努める必要がある。
- 緊急搬送時の受け入れ救急医療機関へ1件あたり3,000円の入院協力金を支給している。今後も継続が必要である。

入院協力金制度の実績

年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
件数（件）	67	70	39	40	35
金額（千円）	201	210	117	120	105

5 安定した社会生活継続のための支援

(1) アフターケア事業の充実

再ホームレス化を防ぎ、地域で安定した生活ができるよう支援するため、自立後も定期的連絡や訪問により、職場や地域社会での状況を把握し、必要な支援を一定期間行うアフターケア事業を実施している。

しかし、アフターケア終了後に、再びホームレス状態に陥る例もあることから、アフターケア対象者の拡大や支援計画の見直しの徹底など、アフターケア事業の充実を図る。

対象者については、保護課から自立支援施設を利用せずに住居設定を行った場合においても、必要に応じてアフターケア事業を実施し、障がい等必要なサービス利用に繋がるよう支援していく。

また、追跡調査の結果、調査対象者 203 名のうち 1 人が再ホームレス化し、17 名が所在不明など生活状況が不明となっていることが確認された。そして、不明 17 名のうち 7 割が何らかの障がいや疾病があり、5 割が過去に他都市での生活保護受給歴があることが判明した。

このような人については、金銭管理ができない、コミュニケーション能力に課題があるなど、見守りがないと居宅生活が難しい人が多いが、支援を拒否する等対応が難しい状況がある。

アフターケア事業終了後も、一定期間は定期的に手紙を送付する等定着支援を行うとともに、再ホームレス化防止の取り組みとして、福祉事務所、地域包括支援センター、障がい者基幹相談支援センター、居住支援法人等の関係機関へ、支援の引継ぎを確実に行っていく。

【実績及び評価】

- 自立支援施設退所後の再ホームレス化防止のため、アフターケア事業として本人の了承のもとに 1 年間、訪問面談等を実施し、自立の継続を支援している。

また、自立支援施設退所者のみならず、博多区保護第 3 課から自立支援施設を利用せずに住居設定を行った場合においても、必要に応じてアフターケア事業を実施している。

アフターケア事業の実施にあたっては、関係機関と十分連携しながら引き継ぎを行い、自立に向けてコーディネートしつつ、地域包括支援センターや障がい者基幹相談支援センターへスムーズに移行できるよう努めている。

- アフターケア事業終了後の人を対象にサロン活動を実施し、茶話会やボランティア活動などへの参加を募りながら、グループによる交流を通じて、孤立化の防止に努めている。今後も、きめ細かなアフターケアにより、日常生活支援の充実を図る必要がある。

アフターケア事業の実績

年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
相談延べ件数（件）	1,560	1,440	1,454	1,286	1,012
新規支援者（実人数）	56	36	25	21	19

6 関係機関や民間団体との連携

（１）民間団体との連携

ホームレスの自立支援施策の実施にあたっては、ホームレスの自立に向けてきめ細かな支援活動を行っているNPO団体やボランティア団体等の民間団体との連携が不可欠である。今後とも連携し、ホームレスの自立支援を推進する。

（２）専門機関との連携

ホームレスが抱える問題が多様化・複雑化していることから、医療や法律、福祉等の専門機関との連携を図り、課題解決を効果的に行えるよう努める。

（３）他の自治体との連携

県を中心としたホームレスの対策会議等を活用し、県内市町村との情報交換を行う。

また、ホームレスが多い自治体で構成する「全国自治体ホームレス対策連絡協議会」を活用し、国の動向や他都市の情報収集に努めるとともに、広域で取り組むべき問題については、国への要望行動を継続する。

（４）地域との連携

民生委員・児童委員からの通報など地域との連携により、困窮状況に陥っている人の情報提供等、地域における福祉等のニーズの把握に努める。

7 人権擁護・啓発活動の推進

(1) 福祉関係者・教育機関との連携

社会福祉協議会・民生委員・児童委員等の福祉関係者や、学校等の教育機関と連携しながら、ホームレスに対する偏見や差別を解消するための啓発活動を行う。

(2) 人権に関する相談への対応

ホームレスに対する偏見や差別、通行人等からの暴力、嫌がらせ等人権に関する相談については、人権啓発センター、人権擁護委員、法務局等の関係機関と連携しながら、適切な対応を図る。

(3) 研修等による啓発活動

ホームレスを人権問題としてとらえ、人権意識の高揚を図るため、研修や出前講座等の機会をとらえ、ホームレスの状況、実施計画や自立支援施策の取り組みについての情報提供など、啓発活動の充実を図る。

【実績及び評価】

- 生活相談のための訪問活動や、食事や物資の支援、居住場所確保のための支援を主体的に行っている「福岡すまいの会」、無料低額宿泊施設「抱撲館福岡」、「介護賃貸住宅NPOセンター」などのNPO法人やボランティア団体などと連携し、きめ細かなホームレスの自立支援を行っている。今後も、民間団体と連携して支援を行っていく必要がある。
- 日本司法支援センター（法テラス）や、無料低額診療事業の実施医療機関などと連携し、生活上の悩みの相談・解決や、巡回健康相談などを実施している。またホームレス支援についての支援調整会議等を開催している。今後も、専門機関との連携を図っていく必要がある。
- 福岡県ホームレス自立支援推進協議会に参加し、県内市町村と情報交換を行っている。また、ホームレスが多い自治体で構成する全国自治体ホームレス対策連絡協議会（毎年開催）の構成団体として、会議に参加し情報交換を行うとともに、国に対し、要望活動を行っている。今後も、他の自治体と連携して取り組んでいく必要がある。
- 民生委員・児童委員からの研修・施設見学等の依頼に随時応じ、ホームレス自立支援事業への理解を深めていただき、ホームレス等に関する情報提供など連携の強化に努めている。また、地域から通報があった場合には、相談対応や支援対応を行うなど適切に対応している。今後とも、地域との連携を深めていく必要がある。

- ホームレスの自立支援に関する出前講座メニューを用意し、ホームレスへの理解を得るよう努めている。
また、ホームレスに対する暴力、嫌がらせ行為等があった際には警察へ連絡し、必要応じ医療機関へ繋いでいる。今後も連携して対応する必要がある。
- 本市の人権啓発イベントである「ハートフルフェスタ福岡」において、ホームレスの人権についての啓発チラシを配布した。また、地域等からの出前講座等の依頼にも随時対応し啓発活動を行うとともに、研修等の依頼についても随時対応している。今後も、継続して啓発活動を行っていく必要がある。

8 地域における生活環境の改善

(1) 公共施設等の適正利用の確保

ホームレスが多い公園等に関しては、施設管理者と連携して巡回相談を実施しているところであるが、今後も継続して人権に配慮しながら、適正な施設利用の確保を図る。

また、公共性が高い駅や地下街等の民間施設についても、巡回相談を実施し、多様化する課題の把握に努め、福祉施策等に繋げることにより、継続してホームレスの自立支援や地域における生活環境の改善を図る。なお、巡回相談の実施にあたっては、民間施設の管理者等との連携を強化し、問題解決を図る。

(2) 災害時の連絡調整

洪水等の災害時に、河川等に起居するホームレスに危険が及ぶ事態が想定される場合は、管理部門（国・県・市）と福祉部門等が密に連携を行い対応する。

【実績及び評価】

- 公園等の公共施設においては、巡回相談員が適宜巡回し、福祉制度の説明を行い、相談に応じるとともに、公共施設の適正な利用をお願いしている。市民等からホームレスに関する問い合わせ・苦情が寄せられた際には、管理者と連携しながら対応している。また、拒否的な態度を取るホームレスに対しても、継続的な接触を心がけている。
駅や地下街、商業施設等の民間施設においても、巡回活動を行い、管理者と連携しながら、自立に向けた支援を行っている。今後も、施設管理者と連携して取り組んでいく必要がある。

- 巡回相談の際には、本市住宅都市局（公園）、道路下水道局（道路・河川）、港湾空港局（港湾施設）、交通局（地下鉄）、民間施設の管理者（西日本鉄道、ＪＲ九州）等と情報共有し、連携を図りながら問題解決にあたっている。今後も連携を継続する必要があるが、特に災害時には、ホームレスに危険が及ばないように、行政や民間施設の関係部門と緊密に連携する必要がある。

第4 第5次計画における取組方針

第4次実施計画に基づく様々な自立支援施策の取組みにより、路上生活を送るホームレス数は、ピーク時よりも大幅に減少し続けており、一定の成果をあげていることから、引き続き、着実に施策を推進する必要がある。

一方で、不安定居住者が増加傾向にある中、特に10～20歳代の若年層の相談者が徐々に増加していることへの対応や、ホームレスから脱却後に安定した居宅生活を送るための支援、特に、自立支援施設を経ることなく、直接居宅設定した人が地域で安定した生活を送るためのきめ細かい支援が必要とされている。

以上のことから、以下の4点を第5次計画における取組方針とする。

1 路上生活を送るホームレスの支援について、第4次計画を継承し着実に施策を推進する

路上生活のホームレス数は減少傾向にあるものの、路上生活の期間が長期（10年以上）と短期（1年未満）で二極化しており、短期のホームレスについては長期のホームレスに比べて自立の意欲が高い。そのため、4つの施設運営や巡回相談・アフターケア支援を中心とした施策を継続し、寄り添いながら粘り強く着実に支援を行っていく。

2 不安定居住者の早期把握に努め、速やかに支援に繋ぐことにより、ホームレス状態に陥ることを予防する

定まった住居を喪失した不安定居住者は、常に路上生活を送る訳ではなく、アウトリーチによる把握が困難な面もあるが、地域の実情に詳しい関係機関等と連携しながら、不安定居住者の早期把握や生活自立支援センターの広報に努める。併せて、特に若い世代が困窮者支援に関する情報をキャッチしやすく、相談しやすい環境づくりに取り組むことで、ホームレス状態に陥ることを防ぐ。

また、相談直後に住居確保の必要が生じる等、緊急性が高い場合の対応として、自立支援施設の一時的な活用を図っていく。

3 自立後における居宅生活の安定に向けて、適切な支援を継続実施していく

路上生活を送る人や不安定居住者が、就労や生活保護を通じて居宅を設定した後、地域で安定した生活を送り、再度ホームレス状態に戻らないように、アフターケア事業による訪問面談等を通じて、地域における自立した生活の継続を支援していく。

4 関係機関・民間団体との連携や保健・医療の確保、人権擁護の取組みや生活環境の改善など、様々な観点から、ホームレスの自立に関する総合的な支援を実施していく

関係機関・民間団体との連携や保健・医療の確保、人権擁護の取組みや生活環境改善など、様々な観点から、ホームレスや不安定居住者の自立に向け、総合的な施策の推進や取組みを実施する。

第5 第5次計画における本市の取り組み

1 路上生活を送るホームレスの支援について、第4次計画を継承し着実に施策を推進する

(1) 巡回相談事業の充実

路上生活を送るホームレスは、高齢化・長期化する傾向にあり、仕事や年金を持ち自活しているという自負を持ちながら生活している傾向にある一方で、障がい・疾病やコミュニケーションの課題等を抱えている人も多く、生活保護等の福祉制度による支援を望まない場合も多い。

今後も民間団体が実施している炊き出しや、無料低額診療事業を実施している医療機関の訪問診療など、様々な機会を捉えて巡回相談を実施し、困ったときには助けるという関係が続けながら、本人が支援を必要としたときに速やかに支援機関に繋げるよう、自立に向けて粘り強い接触、説得を行っていく。

事業の実施にあたっては、ホームレス数の多い都心部への巡回を集中的に行うなど、引き続き、効果的な実施を図り、公園・道路の施設管理者等と連携して、ホームレスの早期把握・支援を行っていく。なお、支援にあたっては、1人1人の生活状況や経済面、健康状態に応じた支援計画を策定し、状況の変化に応じて適宜見直しを行いながら、自立に向けたきめ細かい支援を行っていく。

(2) 新たにホームレスとなることの防止

市内巡回による巡回相談事業のほか、ホームレスの生活保護の窓口として、博多区保護第3課や生活自立支援センターを設置している。

生活自立支援センターで実施している就労支援や住居確保給付金等の支援メニューを広く周知し、住居を失った、又は住居を失うおそれのある人の早期把握・支援を行い、保護課等とも連携しながら新たにホームレスとなることを防止する。また、賃貸住宅の管理会社へ働きかけを行い、家賃滞納時に生活自立支援センターへの相談を呼び掛けてもらうなど、関係事業者と連携して周知に取り組んでいく。

(3) 特色を活かした自立支援施設の運営

「就労自立支援センター」(就労可能者等の支援)、「アセスメントセンター」(就労自立支援センターへの入所準備等)、「シェルター」(高齢者、傷病者等の支援)、「福祉センター」(女性、夫婦世帯等の支援)の4つの施設の特色を活かして機能分散型の施設運営を行うことにより、路上生活を行っている市内のホームレス数は減少しており、効果的に機能している。

自立支援施設においては、一時的に衣食住を提供しながら、就労支援、生活相談、生活習慣の改善や住まい確保など、様々な支援を実施しており、今後も機能分散型の施設運営を中心に、救護施設や無料低額宿泊施設等とも連携を図りながら、効果的な自立支援に努める。

(4) 自立支援施設入所者の特性に沿った支援

自立支援施設の入所者については、その生活歴や、精神状況、障がいの有無、性自認など、個別の状況を詳細に把握し、その入所者の特性に沿った配慮や支援を行っていく。

また、性的マイノリティの入所者へ必要な配慮を行うとともに、配偶者等からの暴力によりホームレスとなることを余儀なくされた人については、福岡市暴力相談支援センター等の関係機関と連携し、必要な支援を行っていく。

近年は特に発達障がいや知的障がいの可能性があると思われる人も多く、引き続き、本人の意思を尊重しながら医療機関への受診を促し、障がい者手帳（精神・療育）や障がい福祉サービス受給者証の取得により、グループホーム入所や事業所通所等の障がい福祉サービスの利用に繋げていく。

さらに、巡回相談事業で関わった支援対象者については、施設入所前に支援計画を作成し、自立支援施設に引き継ぎ、よりきめ細かな支援を行っていく。

(5) 安定した生活の場を確保するための支援

居住の安定確保支援事業として引き続き区保護課に専門員を配置し、賃貸条件や居住環境が良好で、生活保護の住宅扶助基準内である物件情報を提供し、安全かつ良質な居住生活への移行を支援する。

また、市の住宅部局や居住支援法人と積極的に連携して住居確保に努めるとともに、生活面や金銭管理等の支援が必要で、1人暮らしが困難な高齢のホームレスについては、養護老人ホーム等を居住先の候補として検討し、入所に向けて支援していく。

(6) 適正や経験に応じた支援、就労と福祉施策を組み合わせた支援

就労経験が乏しい、コミュニケーション能力の課題を抱えている等の理由により、直ちに一般就労に就くことが難しい人については、就労準備支援事業や、認定就労訓練事業を活用するなどして意欲の向上を図り、一般就労に向けて支援する。また、発達障がいや知的障がいの支援の中で障がいを抱えていることが判明した場合は、障がい者の就労支援施策等に繋げていく。

また、自立支援施設入所中に、自己の能力を十分に活用しても就労自立が困難な人については、就労と生活保護等の福祉施策を組み合わせて自立を支援する。

2 不安定居住者の早期把握に努め、速やかに支援に繋ぐことにより、ホームレス状態に陥ることを予防する

(1) 生活自立支援センターと地域の関係機関等との連携強化

把握が困難な地域の不安定居住者を早期に把握するためには、地域の実情に詳しい民生委員・児童委員や区社会福祉協議会の地域福祉ソーシャルワーカー(CSW)、地域包括支援センター、障がい者基幹相談支援センター等の地域の関係機関と生活自立支援センターが密接に連携し、情報交換や情報共有を積極的に行っていく必要がある。

そのため、担当者間の連絡体制の構築や、定期的な情報交換会について検討、実施していく。

(2) 生活自立支援センターと同居家族や支援者とのつながりの構築

親と同居する引きこもり状態の人は、親が亡くなると不安定居住者となる可能性が高いが、そのようなひきこもり状態の本人ではなく、同居の家族や支援者が本人の状況を心配して相談するケースが多々見られる。本人からの相談でなくとも、本人につながる第一歩として、まずは同居家族や支援者とつながることは重要であり、同居家族等との関係を構築しながら、本人から相談があるように継続的に支援していく。

(3) 生活自立支援センター等の広報周知と新たな相談手段の検討

不安定居住者が相談先として生活自立支援センターや博多区保護第3課、各区保護課があることを認知することが前提であり、引き続き、ホームページ、チラシ等を通じて広報周知に努めるとともに、民生委員・児童委員や地域包括支援センター、障がい者基幹相談支援センターが地域住民と関わる中で必要に応じて周知を依頼していく。

また、来訪や電話による相談は、精神的に非常に困難を伴う場合が多いことが考えられる。そのため、特に若年層への対応として、困窮者支援情報をキャッチしやすいよう、また、生活自立支援センターへの連絡や相談手段として、SNSの活用など新たなツールによる広報や相談方法について検討していく。

(4) 制度のはざまにある住居喪失者への迅速な支援

配偶者等からの暴力など家族間のトラブルや、家賃滞納による強制退去で既に住居を失い、早急に住居確保の必要が生じた場合においても、収入が国の定める基準を超えていれば、原則自立支援施設への入所はできない。このような制度のはざまにある住居喪失者に対しては、その他の制度が活用できず、緊急性が高いと認められる場合には、自立支援施設の一時的な活用を図っていく。

3 自立後における居宅生活の安定に向けて、適切な支援を継続実施していく

(1) 安定した居宅生活を継続していくための準備

安定した居宅生活を継続していくための準備として、自立支援施設入所中において、就労支援や生活習慣の改善及び医療機関への繋ぎなど、必要な支援を適切に継続実施していく。

特に、精神疾患が疑われるものの病識がなく、通院・服薬を拒否する人や、アルコール・ギャンブル・薬物等の依存症を抱える人については、施設入所中から早期に専門の治療を受けられるように、医療機関や精神保健福祉センター等の関係機関と連携を図っていく。

(2) アフターケア事業の充実

再ホームレス化を防ぎ、地域で安定した生活が継続するように支援するため、自立後も定期的な連絡や訪問により、職場や地域社会の生活状況を把握し、必要な支援を行うアフターケア事業を自立後一定期間、実施している。

さらに、アフターケア事業終了後も、定着支援として希望者に電話等で定期的に連絡し、必要に応じて訪問や医療機関等への同行支援等を行うことで、再ホームレス化の防止を図っていく。

また、福祉事務所や民生委員・児童委員、地域包括支援センター、障がい者基幹相談支援センター、居住支援法人等の地域の関係機関に対しては、アフターケア事業による支援終了後も支援が途切れることがないように、支援対象者の情報提供を確実に行っていく。

特に、自立支援施設を利用せずに直接住居設定を行った場合、生活習慣の改善や適正な医療への繋ぎ等の支援を受けることなく居宅生活に移行することになるため、アフターケア事業や関係機関による、一層のきめ細やかな支援を行っていく。

(3) 家庭や職場、地域とのつながりの構築

地域で安定した居宅生活を継続していくためには、支援対象者が家庭や職場において良好な人間関係を構築したり、地域における居場所を見つけること等で、孤立化しないようにすることが重要である。

そのため、アフターケア事業を実施する中で、福祉事務所や民生委員・児童委員、地域包括支援センター等の地域の関係機関と連携し、支援対象者が孤立化することなく、周囲とのつながりが構築できるように支援していく。

4 関係機関・民間団体との連携や保健・医療の確保、人権擁護の取組みや生活環境の改善など、様々な観点から、ホームレスの自立に関する総合的な支援を実施していく

(1) 生活保護法による適正な保護の実施

- 急迫保護等による生活保護の適用
傷病のために入院を要する人や、医療機関に搬送された人に対して、必要に応じて生活保護を適用し、退院時には本人の自立の意思を確認した上で、居宅生活等の自立を支援する。
- 救護施設の活用
救護施設「野の花」をはじめ、他の救護施設も活用し、支援が必要な人の入所等を行い、自立支援を図っていく。

(2) 民間団体や専門機関等との連携

- 民間団体との協力体制の構築
ホームレスの自立支援施策の実施にあたっては、ホームレスの自立に向けてきめ細かな支援活動を行っているNPO団体やボランティア団体等の民間団体との連携が不可欠である。今後も積極的に情報交換を行うなど協力体制を構築し、ホームレスの自立支援を推進する。
- 専門機関への適切なつなぎ
ホームレスが抱える問題は多様化・複雑化していることから、医療や法律、福祉等の専門機関に速やかかつ適切に繋ぐことで課題解決を図る。
- 他の自治体との連携
「福岡県ホームレス自立推進協議会」等を活用し、県内市町村との情報交換を行う。また、ホームレスが多い自治体で構成する「全国自治体ホームレス対策連絡協議会」を活用し、国の動向や他都市の情報収集に努めるとともに、広域で取り組むべき問題や増加する不安定居住者への対応等について、国への要望行動を継続する。

(3) 保健及び医療の確保

- 結核検診
保健医療局が実施する結核検診を活用し、健康状態の把握に努める。結核に罹患していることが明らかになった場合は、保健所と連携して治療への支援を行う。
- 医療への適切なつなぎ
ホームレスの状況は多様化しており、健康状態が悪い人や健康に不安を感じている人も多い。巡回相談により路上で生活するホームレスのニーズを把握するとともに、必要に応じて民間団体が実施する医療相談等や医療機関での治療に繋げるよう努める。
- 入院協力金制度
緊急搬送時の受け入れ救急医療機関の拡充を図るため、事業を継続する。

(4) 人権擁護・啓発活動の推進

○ 人権に関する相談への対応

ホームレスに対する偏見や差別、通行人等からの暴力、嫌がらせ等人権に関する相談については、必要に応じて警察、人権啓発センター、人権擁護委員、法務局等の関係機関に繋ぐなど、適切な対応を図る。

○ 研修等による啓発活動

ホームレスを人権問題としてとらえ、ホームレスへの偏見や差別解消を図るとともに、人権意識の高揚を図るため、学校等の教育機関との連携や、市民・民生委員等を対象とした出前講座・研修等を通じて、ホームレスの状況、実施計画や自立支援施策の取り組みについての情報提供など、啓発活動の充実を図る。

(5) 地域における生活環境の改善

○ 公共施設等の適正利用の確保

ホームレスが多い公園等に関しては、施設管理者と連携して巡回相談を実施しているところであるが、今後も継続して人権に配慮しながら、適正な施設利用の確保を図る。

また、公共性が高い駅や地下街等の民間施設についても、巡回相談を実施し、多様化する課題の把握に努め、福祉施策等に繋げることにより、継続してホームレスの自立支援や地域における生活環境の改善を図る。なお、巡回相談の実施にあたっては、民間施設の管理者等との連携を強化し、問題解決を図る。

○ 災害時の連絡調整

洪水等の災害時に、河川等に起居するホームレスに危険が及ぶ事態が想定される場合は、管理部門（国・県・市）と福祉部門等が密に連携を行い対応する。

第6 ホームレス自立支援施策の推進体制

福岡市の実情に応じた実施計画を策定し、自立支援施策を効果的に実施するため、以下の組織を設置している。

○ 行政及び民間団体等で組織された総合組織

「福岡市ホームレス自立支援推進協議会」

ホームレス問題の解決に向けて、市民と行政が共働して取り組むとともに、広く市民の理解と協力を得るため、平成19年8月に設置し、幅広く意見交換や情報交換を行っている。

第5次実施計画の策定にあたっては、行政、ホームレス支援団体等の民間団体、関係機関、学識経験者等で構成する同協議会からホームレス対策に関する意見や提案をいただき、それを踏まえて実施計画を策定した。

福岡市ホームレス自立支援推進協議会委員名簿
(任期：令和5年5月25日～令和6年3月31日)

所属・職名	氏名
福岡市民生委員児童委員協議会副会長	木庭 健太郎
NPO 法人福岡すまいの会理事、事務局長	服部 広隆
特定非営利活動法人介護賃貸住宅 NPO センター事務局長	安田 豊
社会福祉法人グリーンコープ抱撲館福岡副館長	青木 康二
社会福祉法人福岡市社会福祉協議会地域福祉部長	馬男木 幸子
福岡市ホームレス巡回相談・アフターケア事業統括	坂本 博
福岡市生活自立支援センター	荒木田 宏司
弁護士	岩城 和代
久留米大学大学院客員教授	鬼崎 信好
九州大学名誉教授	小川 全夫
福岡労働局職業安定部訓練課長	吉武 朝太
福岡市博多区保健福祉センター保健所長	園田 紀子
福岡市博多区保健福祉センター所長	平田 英明
福岡市福祉局生活福祉部長	西林 一彦

(敬称略)

○ 庁内における組織

「福岡市ホームレス対策連絡会議」

「福岡市ホームレス自立支援実施計画」に基づき、ホームレス対策に総合的・効果的に取り組むため、関係局による福岡市ホームレス対策連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置している。

福岡市ホームレス対策連絡会議名簿

副市長（福祉局担当）	会長
福祉局長	副会長
総務企画局長	
財政局長	
市民局長	
保健医療局長	
住宅都市局長	
道路下水道局長	
港湾空港局長	
博多区長	
中央区長	
交通事業管理者	

福岡市ホームレス自立支援実施計画（第5次）

福岡市福祉局生活福祉部生活自立支援課

〒810-8620

福岡市中央区天神1丁目8番1号

TEL: 092-711-4553

FAX: 092-711-4232

E-mail: jiritsushien.PWB@city.fukuoka.lg.jp